

国 富 地 区 防 災 計 画 書

令 和 5 年 度

国 富 自 治 協 会

国富地区防災委員会

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、国富地区民（以下「地区民」という。）の生命、財産の安全を図るため、出雲市地域防災計画を基本として、国富自治協会（以下「自治協会」という。）は国富地区における防災に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2節 防災施策の基本方針

国富地区の地域特性を反映した防災対策の基本方針を示し、今後具体的な防災対策が進められるよう方向性を明らかにする。

1、 ネットワークの構築

自治協会・各大字自治会・町内会は協調と連携のもとに役割分担を明確にする。

2、 災害に強いまちづくり

日常的な活動のなかに災害に対する備えを取り組むとともに、非常災害時における体制の確保を図る。

3、 自立性の確立

「自らの生命・財産は自ら守る」という立場を基本に、災害に対する危機意識の向上を図り、大字自治会・町内会の自主的な防災組織体制の確立を推進する。

第3節 計画の概要

本計画は、国富地域の水害・地震等の事故に対応する災害対策の基本計画を定めるものとする。

第4節 防災委員会の設置

この計画を推進及び必要に応じた見直しを図るため、国富地区防災委員会を設置する。

第2章 災害予防に関する計画

第1節 土石流災害

近年の北山の荒廃状況・局所的豪雨を考えると、北山を背にする中小河川では土石流が最も人的被害の危険性が高い災害であり、平常時から危険個所を把握し、降雨時における監視・避難誘導等の体制整備を図る。

第2節 急傾斜地崩壊災害

北山一帯は地すべり地帯で且つ急傾斜地のため土砂災害警戒区域に指定されている箇所が非常に多く、警報発令時における監視・避難誘導等の体制整備を図る。

第3節 斐伊川災害

斐伊川は国富地区に効果の有るダム・放水路が平成25年に完成し、非常に安全な河川となった。しかし、砂堤防の天上川であり漏水による破堤は考えられるので適確な情報伝達体制の整備を図る。

第4節 中小河川洪水災害

北山に基を発する急流河川が多く存在し、且つ近年局所的に異常降雨が発生することから、計画に無い洪水が発生し河川が氾濫、急激に道路・家屋を襲うことが想定されるので集落単位での避難体制の整備を図る。

第5節 地震災害

斐伊川沿の平野部は斐伊川の土砂が堆積した軟弱地層であり、過去に於いて断層破砕帯上いわゆる地震道に大きな地震被害が発生しているので広報等を通じ、家具・家財等の転倒予防や火災発生の予防に努める。

第6節 原子力災害

出雲市において避難時の混乱を避ける為、地区の避難先・避難方向は示されており、国富地区もこれに従い個人的に最良な方向を判断し避難行動するものとする。

第7節 啓発活動

防災訓練の実施・防災パンフレット作成配布などを積極的に行い、個人の事前対策・隣近所の助け合いの重要性を啓蒙する。

第8節 備蓄の推進

第1 資機材

各大字自治会において必要資機材の在処を確認に努める。

第2 食料

出雲市として確保されている食料は、平田行政センター<旧教育会館>において約3000食備蓄されている。

国富地区としては食料の備蓄は行わず、自主避難した場合においては大字自治会において炊き出し等で対処するものとする。

第9節 大字自治会防災計画の作成

国富地区防災計画書を基本とし、下記内容を取り込んだ大字自治会防災計画書を作成しスムーズな災害対応を行うものとする。

- 1、 安全に避難する為大字自治会避難基準等を策定し、早めに気兼ねなく避難できる体制の整備
- 2、 災害時スムーズに避難等を行う為、確実な情報連絡体制・役割分担体制の整備
- 3、 災害にマッチした避難先・避難路を決定し体制の整備を図ると共に避難路等の点検・整備を行う。
- 4、 情報連絡・避難の誘い・近所助け合い等を確実に行う為班体制等の整備を行う。
- 5、 避難行動要支援者、特に生命維持装置を必要とする者の把握及び避難体制の整備。
- 6、 大字自治会にマッチした防災訓練・広報活動の実施

第3章 国富地区の防災組織体制

第1節 国富地区における組織体制の種類

第1 準備体制

大雨注意報が発令された場合は、災害対策本部組織員・町内会長・防災委員は雨量情報等を情報収集し緊急時に備える。

町内会長は大雨警報発令又は予想される場合において、都合で避難連絡・避難体制に入れない場合は国富コミセンに代理人を報告のこと。

第2 災害対策本部体制

被害の発生・気象情報により今後災害の発生が予想される場合、本部長は組織体制より適任者を召集する。

本部長は本部体制設置後速やかに、設置状況を組織員に連絡を行う。

第2節 国富地区災害対策本部設置要領

第1 災害対策本部組織図

別図1のとおりとする。

第2 対策本部の所掌事務

別図2のとおりとする。

第3節 避難

第1、予定避難所

1) 国富地区に予定されている出雲市の長期避難所は下表の通り。

避難所名	対象災害	長期避難可能人数
国富コミセン	土石流○・急傾斜○・湯谷川氾濫○ 斐伊川氾濫▽	2 2 0
国富小学校	土石流○・急傾斜○・湯谷川氾濫○ 斐伊川氾濫○	3 3 9
プラッツ 金山館	土石流○・急傾斜○・湯谷川氾濫○ 斐伊川氾濫○	1 2 0

北山一体の土石流・斐伊川洪水避難指示時の各大字自治会の避難先は今後防災委員会で上記避難所の短期避難可能人数・各地区で検討された避難箇所人数を考慮し別途決定する。

北山全体に土石流災害の避難指示

国富地区として上記の避難所では大幅に不足し他地区避難所への避難が考えられる。この時混乱無く避難するため一次的避難所を各地区で検討すること。

斐伊川避難指示

斐伊川避難指示が出る時は、小河川の氾濫が想定される。よって被害の状況により国富コミセン・国富小学校・プラッツ金山館・他地区の避難所へ避難する。

原子力災害避難

現段階の出雲市の計画は、国富地区の避難経路は大社方面～湖陵～掛合～国道54号線で広島へ避難となっておりこの計画で避難すること。

第2、避難所体制

出雲市開設と大字自治会開設の2つの方法があるが、いずれにおいても避難所における情報伝達が非常に重要である。避難後速やかに町内会長等は避難所連絡体制を協議し決定すること。

第3、自主避難

人的被害を無くすには自主避難が非常に重要で、このためには危険を感じたら気兼ねなく避難できる体制づくりが必要である。

- 1) 大字自治会自主避難基準・連絡体制の検討
- 2) 自主避難所選定及び開設体制の検討

第4、避難路

1) 計画

地域住民でハザードマップ等により危険個所を抽出し、安全な避難路を検討決定する。又緊急避難についても過去の災害等を参考に話し合いをし知識を共有する。

2) 点検・整備

毎年1回は点検を行い、不備な個所について地元対処・行政陳情を行い常時安全性を確保する。

第5、新型コロナウイルス感染症への対応

- 1) コロナ禍といえども、災害時危険な場所の場合は避難することが原則です。但し、安全な場所にいる人まで避難する必要はありません。
- 2) 避難先は、指定避難所だけでなく、安全な自宅2階や親戚、知人宅への避難も検討する。
- 3) 避難時、マスク、消毒液、体温計を自ら持参する。

第6、避難訓練

発生すると考えられる災害を対象に、年1回程度避難訓練等を行うものとする。

第4節 情報受伝達

情報連絡は下記の通りとし、以降の連絡体制は大字自治会防災計画書による。又毎年国富地区の情報連絡体制の訓練を実施する

出雲市←→国富自治協会長←→自治会長←→町内会長

- 自治会長・町内会長の方は該当災害時、連絡系統に入れない場合は必ず代理者を立て国富コミセンに連絡のこと。

附則

この基本計画は、平成26年6月1日から施行する。
改定した計画は、平成27年7月4日から施行する。
改定した計画は、令和4年7月1日から施行する。
改定した計画は、令和5年7月1日から施行する。